

野田市関宿総合公園及び（仮称）関宿スポーツフィールド指定管理者の指定について

1 指定概要

公の施設の名称		野田市関宿総合公園 （仮称）関宿スポーツフィールド
指 定 管 理 者	所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1
	名 称	毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体 共同事業体の代表者 毎日興業株式会社 代表取締役 田部井 良
指 定 の 期 間		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 選定理由

野田市関宿総合公園及び（仮称）関宿スポーツフィールドについては、既存の野田市営関宿少年野球場を含む周辺一帯を（仮称）関宿スポーツフィールドとして整備を進め、野田市営関宿少年野球場と同様に、野田市関宿総合公園と一体的に運営することが利用者の利便性の向上及び管理運営の効率化に繋がり、最も適切であると判断し、野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場の指定期間の残期間である令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間を指定期間とし、野田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、「毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体」を随意指定することとし、利用者本位のサービスを提供するための改善を図るため、公募同様の手續を踏まえるのではなく、市と指定管理者が仕様内容について事前に十分な協議を行い、仕様書を作り上げる形とした。

野田市関宿総合公園及び（仮称）関宿スポーツフィールド指定管理者候補者選定委員会において、仕様書及び事業計画書等を委員5名で確認し、総合的に審査を行った結果、当施設の管理を行わせるに相当と判断し、「毎日・首都圏・シンコースポーツ共同事業体」を指定管理者候補者として選定し、令和8年第2回野田市議会定例会の議決を経て、指定管理者として指定した。

3 選定経過

候補者選定委員会 〔 質疑及び審査、審議及び候補者の選定 〕	令和8年2月 5日
候補者選定通知	令和8年2月18日
野田市議会議決	令和8年3月24日
指定通知	令和8年3月31日